

# 事務局たより

第7号 2016年12月21日 [chyda-kr@f8.dion.ne.jp](mailto:chyda-kr@f8.dion.ne.jp)

◇事務局 101-0061 千代田区三崎町2-19-8 杉山ビル2F

千代田区労協気付 T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

## 植村隆さんへの「捏造記者」攻撃を許さない！

### 12.14東京、12.16札幌 口頭弁論と報告集会

本会は、朝日新聞紙上で「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を報道してきた植村隆・元朝日新聞記者が、東京と札幌で起こした「捏造記者」攻撃に対する名譽棄損・名誉回復を求める裁判に注目・支援しています。事実に反する「捏造」攻撃は、それ自体が捏造であり、冤罪を作り出す歪んだ権力構造とも通底する怖さを持っており見逃せません。東京では12月14日に第7回、札幌では同16日に第5回の口頭弁論が開かれました。

#### 東京・第7回口頭弁論、報告集会

東京訴訟第7回口頭弁論は12月14日午後3時から東京地裁103号法廷で開かれました。

神原元・弁護士が第5準備書面に基づき、①文春の害意ある記事掲載によって、バッシングが集中した結果、原告の平穏な生活を営む利益が侵害され、それが受忍限度を超えることから損害賠償の対象になる②文春記事とネットやブログによる大学への攻撃は、サラ金取り立て手口と似ていて、平穏な生活を侵害する共同不法行為が成立する——と主張しました。



引き続き、参院議員会館講堂での報告集会では、同弁護士が「捏造記者でないとの論証は尽きていた。平穏な生活侵害の主張も完成しつつある。共同不法行為論は専門の大学教授にも意見書を求めている」と、到達点と今後の焦点を明らかにしました。共同不法行為とは、記事（文春）とバッシング行為との間の因果関係が不鮮明であっても、生じた被害に対しては双方に負うべき責任があるという法理です。

最後に植村さんから近況報告があり、韓国カトリック大学での講義を来年度も継続するよう要請されたとのことでした。次回は4月12日午後3時、東京地裁

103号法廷。この日の傍聴者は約50人。卑劣な捏造で毀損された名誉の回復だけでなく、歴史修正主義者集団の不当な主張と行動への批判行動です。引き続き多くの傍聴を呼びかけていきます。 (福島 清)

#### 札幌・第5回口頭弁論、報告集会

14日の「東京訴訟」につづいて、16日の「札幌訴訟」第5回口頭弁論を傍聴しました。こちらは櫻井よしこ氏、新潮社、ダイヤモンド社、ワックが相手です。

午後3時30分開廷。在札幌の根岸正和さん、山本玉樹さん、かつて毎日新聞労組北海道支部の書記長を務めた清野博さん、そして東京の野田恵子さんらと入廷。手弁当の植村弁護団は23人がずらり。対する被告側は7人。まずもって数でも圧倒し、原告弁護団の気合の入れ方が伝わってきます。

この日は、前回、被告側が「櫻井よしこ氏の表現は名譽棄損にあたらない」と主張したことに対し、具体的例を挙げ明確に反論。これを受け、岡田忠広裁判長から「論点を整理し直し土俵をきちんと作って審理の速度を早めよう」という趣旨の提案がありました。



写真=左は東京、右は札幌の集会 (2面へ続く)

**(1面から続く)** 閉廷後の原告弁護団の解説によると、被告側の主張が不明解で裁判所も業を煮やした、ということのようです。そのせいか、被告側から審理遅滞の原因が原告にあるかのような発言があり、30分余にわたって激しい応酬があり、血が騒ぎました。

閉廷後は「12.16 植村裁判第5回口頭弁論 報告と講演会」。参加者は120人に膨らみました。

ここでも顔見知りの顔に驚き。元毎日新聞労組北海道支部長の山田寿彦さんです。植村裁判を支える「市民の会」の事務局を担当しているとのこと。彼は2000年11月「旧石器ねつ造事件」をスクープして、新聞協会賞を受賞した取材チームの一人。毎日新聞退社後に新たな道を歩んでいたのです。

集会は、弁護団による裁判の経過報告、植村隆さんの最近の様子を交えた報告のあと、慰安婦問題を取り組んでいる「女たちの戦争と平和資料館」事務局長・渡辺美奈さんの講演でした。

渡辺さんは、慰安婦問題は韓国や中国だけでなく台湾、フィリピン、タイ、インドネシアにも存在することを明らかにし、日本政府を厳しく批判。現在でも日本からの“キーセン観光”が横行していることにも怒りをにじませました。

終わって、さらに交流会場へ。東京での「美味しい魚の店を予約してある」という情報どおり、堪能させていただきました。清野さんとは15年ぶりくらいだろうか、酒を酌み交わした。

交流会では「どうして東京からわざわざ来てくれたのですか」との質問を受け、「私は植村さんの追っかけではない」と断りを入れましたが、この事件、彼の名誉回復だけではありません。まさに歴史の姿をそのままに伝える闘いであり、「日本会議」なる集団の指導的立場にある人たちとの“ガチ勝負”であると思っています。共に必ず勝ち抜きましょう。（水久保文明）

## ◇会員からのおたより

第5号ありがとうございます。12月8日に発行したのはよかったです、あの日に、宮澤さんたちの検挙がおこなわれたということ、その意味を改めて考えさせ、よかったです。ただ、書き出しの「……軍国日本は…戦争に突入し」は少し誤解を与えています。この戦争は「15年戦争」でして、1931年の満州事変から始まり「シナ事変」(日中戦争)を経てここに至るわけで、日本は中国への侵略戦争から「米、英、蘭等との戦争——太平洋戦争に突入」とでもいうべきでしょうか、中国への侵略(戦争)のことをすっかり忘れてしまい、1941年12月8日以前は平和だったと思い違いをしている人が多いので、ひつかります。ただし、日本は中国に対して宣戦布告せず、「事変」扱いしていますからそここのところ微妙なのですが。（関千枝子）

## <コラム> 冤罪忘れるな！⑦

### 冤裁・師走に一審判決

地裁跡・札幌市中央区大通西13丁目あたり

12月8日に一斉検挙された宮澤弘幸とレーン夫妻ら北大関係6人（27日追加の2人含む）は、翌1942年4月9日（2人は10日）に起訴され、暮れ押し詰まつた師走の14～24日に札幌地裁で有罪判決を受けた。判決文は、起訴状にあったであろう断罪項目が羅列されているだけで、断罪を裏付ける証拠も、合理的な理由も示されていない、冤罪を逆証明する証文だった。



写真は、地裁跡に隣接して、当時の建物が現存する旧控訴院（高裁相当＝現・札幌市資料館）正面玄関の造形。左右に公平・正義の天秤と剣を配し、中央の法の女神テミスは目隠しをしている。目先惑わす肉眼を塞ぎ心の目で真実を見る意だ。戦時法下で上訴は控訴院を飛ばし、いきなり大審院（最高裁相当）で有罪確定となつたが、目隠し女神はなんと見ただろう。俗人には、真実に目を隠した鉢巻きに見えてくる。



真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』花伝社刊

第1部・冤罪の真相 第2部・冤罪事実の条条検証 資料編・判決全文 軍機保護法全文 年表 特別添付・重要事項索引  
申し込みは本会事務局までFAX・メールで（1面上部題字横に掲載）。送料税込み2300円。後払い。

**【事務局から】**高校の頃、社会というのは原始共産の時代から封建社会、資本主義社会を経て社会主義、共産主義へと発展していくのだと聞き、なるほどと思ったものです。ところが現実は、資本主義が行き詰ったら封建主義に逆戻りしているようです。金持ちはより金持ちに、非正規労働者がそこから抜け出すことは至難です。◆この一年、世界も日本も歴史が逆戻りするようでした。矛盾が深まるということは、闘いのマグマが爆発寸前だと考えます。しかしそれを真の改革へと爆発させるためには、より大きな連帯と団結が必要です。「たより」はその一翼を担いたいなと思っています。みなさま良い新年をお迎えください。（福島 清）